

日港協、制度賃金訴訟で高裁に控訴 都労委の救済命令取消を求める

港運労使間で懸案となっている制度賃金（産業別最低賃金）を巡って東京都労働委員会の救済命令を不服とした日本港運協会が国を相手取り命令の取り消しを求めた裁判で、一審で請求が棄却されたことを受けて、日港協が9月24日に東京高裁に控訴したことがわかった。

東京地裁で先月16日に言い渡された判決では、「正当な理由のない団体交渉拒否に該当する」として原告の請求を棄却。同時に「独占禁止法に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否してはならない」とした緊急命令も発した。

このため、日港協の対応に注目が集まっていたが、請求棄却を受けて

日港協は、これまで「様々な角度から検討中」として具体的な方針を明らかにしていなかった。

一方、一審判決を踏まえて港湾労組の全国港湾労働組合連合会（全国港湾）および全日本港湾運輸労働組合同盟（港運同盟）では既報のように、日港協に対して控訴しないよう申し入れていた。

全国港湾の竹内委員長「非常に残念」 制度賃金訴訟、日港協の控訴でコメント

制度賃金（産業別最低賃金）を巡って東京都労働委員会の救済命令を不服とした日本港運協会が国を相手取って命令の取り消しを求めて裁判で、このほど東京高裁に控訴したことが明らかになったが、これを受けて全国港湾労働組合連合会（全国港湾）の竹内一委員長は7日、「控訴しないよう申し入れていただけに、

非常に残念であり、遺憾だ」とコメントした。

東京地裁の一審判決（9月16日）では、「正当な理由のない団体交渉拒否に該当する」として原告の請求を棄却。同時に「独占禁止法に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否してはならず、誠実に応じなければならない」とした緊急命令も発し

ている。

一審判決を踏まえて港湾労組では、日港協に対して控訴しないよう申し入れるとともに、中断している制度賃金を巡る中央団交の開催を要請した。竹内委員長は「中央団交の開催については9日の労使政策委員会でも改めて追及していきたい」との考えを示した。